

新居浜市とハローワーク新居浜との「雇用対策協定」の締結について

新居浜市と新居浜公共職業安定所は、雇用と企業に関する情報、課題を共有し人材確保等の問題解決に効果的かつ一体的に取り組むため、平成30年10月1日に「新居浜市雇用対策協定」を締結しています。

市内企業の人手不足が深刻化し、人材確保が急務となっている中、相互に連携して、雇用対策を効果的かつ一体的に取り組むことで、地域における人材確保及び雇用の安定と、そこで働く人材がその意欲と能力を十分に発揮し、積極的に活躍できる環境を構築することにより、地域経済の活力維持を図ることを目的としています。

協定に基づき実施する主な施策

- 1 企業の人材確保と定着
- 2 人材確保等のための働きやすい企業への変革（働き方改革）

<具体的には>

- ・ 共同で事業所見学会の実施
- ・ 企業訪問等により就職・採用情報や人材のニーズ等の調査
- ・ 企業と就職者のマッチングの効果的な実施
- ・ 働き方改革等の広報

協定により取組み内容

協定に基づく事業を計画・実施するために雇用対策協定推進連絡会を設置し、毎年事業計画を定めるとともに、それらの検証を行っています。



【雇用対策協定締結時の状況】

締結日 平成30年10月1日（月）

場 所 新居浜市役所3階 応接会議室

出席者 新居浜市長 石川 勝行（左）

新居浜公共職業安定所長 緒方 与二（右）